

認定特定非営利活動法人が合併した場合の必要書類の提出書

税務署受付印

		整理番号	
平成 年 月 日	主たる事務所の 所在地又は納税地	〒	
		電話 ()	—
		FAX ()	—
	(フリガナ) 法人名		
	(フリガナ) 代表者の氏名	(印)	
	認定の有効期間	事業年度	
	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名	
被合併法人名	主たる事務所の所在地又は納税地	代表者の氏名	
被合併法人が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。			

税務署長經由
国税庁長官殿

租税特別措置法施行規則第 22 条の 12 第 34 項の規定に基づき、以下の書類を提出します。

<p>① 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人。以下同じです。）に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 3 号、第 4 号イ及びロ、第 6 号並びに第 7 号の要件を満たしている旨（認定を受けていない法人ごとにこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類</p> <p>② 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 1 項第 4 号ハ及びニの要件を満たしている旨（認定を受けていない法人が二以上あるときは、これらの法人を一の法人とみなした場合にこれらの要件を満たしている旨）の説明を記載した書類</p> <p>③ 認定を受けていない各被合併法人及び合併法人に係る特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写し</p> <p>※ 認定を受けていない被合併法人の上記①～③の書類等については、実績判定期間（租税特別措置法施行令第 39 条の 23 第 3 項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じです。）に係るものとなります。 認定を受けていない合併法人の上記①～③の書類等については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合の当該実績判定期間に係るものとなります。</p>	チェック欄
---	-------

税理士署名押印	(印)
---------	-----

税務署処理欄	部門	整理簿	備考
--------	----	-----	----

認定特定非営利活動法人が合併した場合の注意事項

認定特定非営利活動法人が合併した場合には、以下の事項に注意してください。

○ 認定の取消事由について

認定特定非営利活動法人と認定を受けていない法人とが合併した場合には、合併により存続する法人及び合併により新たに設立した法人は、認定特定非営利活動法人となります。

なお、次に掲げる要件をそれぞれの法人が満たしていない場合には、認定が取り消されることになります。

- ① 認定を受けていない被合併法人については、実績判定期間（租税特別措置法施行令第39条の23第3項に規定する実績判定期間をいいます。以下同じ。）における租税特別措置法施行令第39条の23第1項第3号、第4号イ及びロ、並びに第7号に掲げる要件並びに同項第4号ハ及びニ並びに第6号に掲げる要件（租税特別措置法施行規則第22条の12第33項）
- ② 認定を受けていない合併法人については、その合併の日の前日を直前に終了した事業年度終了の日とした場合における上記①に掲げる要件（租税特別措置法施行規則第22条の12第33項）
- ③ 認定を受けている被合併法人及び合併法人については、租税特別措置法施行令第39条の23第1項第3号、第4号イ、ロ、ホ及びヘ、第5号並びに第7号の要件（租税特別措置法施行令第39条の23第9項）

この場合、当該合併に係る各被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該合併に係る各被合併法人）のうち認定を受けていない法人が2以上あるときにおける要件を満たしているか否かの判定は次のように行います。（租税特別措置法施行規則第22条の12第34項）

- i 措置法令第39条の23第1項第3号、第4号イ及びロ、第6号並びに第7号
認定を受けていない法人ごとに判定する。
- ii 措置法令第39条の23第1項第4号ハ及びニ
認定を受けていない法人を一の法人とみなして判定する。

○ 提出する書類について

上記①及び②の要件を満たしている旨の説明その他参考となるべき事項を記載した書類を遅滞なく、合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければなりません。（租税特別措置法施行規則第22条の12第34項）

- （注）1 上記③の要件を満たしている旨の説明書類等については、ここでの提出は必要ありませんが、後日、要件を満たしているかどうかの確認が必要となったときには、提出を求める場合があります。
- 2 認定を受けていない被合併法人及び合併法人が租税特別措置法施行令第39条の23第6号に掲げる要件を満たすことを説明する書類として、認定を受けていない法人が特定非営利活動促進法第29条に基づき所轄庁に提出した事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写しも合わせて提出願います。
 - 3 合併について特定非営利活動促進法第34条第3項の認証を受けたことを証する書類の写し並びに合併に係る各被合併法人及び合併法人の登記事項証明書については、別途、異動届出書とともに合併法人の主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出していただく必要があります。（租税特別措置法施行令第39条の23第15項、租税特別措置法施行規則第22条の12第28項第3号）

○ 提出する書類の様式について

上記の提出書類のうち要件を満たしている旨の説明を記載した書類として、「認定要件チェック表」第3表～第7表及びその付表を使用される場合には、各表等は次のように使用してください。

- ① 第3表、第3表付表1～2、第4表（初葉（イ及びロに係る部分））、第4表付表、第6表及び第7表については、認定を受けていない法人ごとに作成することになりますので、右上欄外の余白に合併前の法人名を記載してください。
- ② 第4表（次葉（ハ及びニに係る部分））については、認定を受けていない法人を一の法人とみなして（認定を受けていない法人に係る金額等を合算して）作成してください。

なお、認定を受けていない各被合併法人の実績判定期間が不一致の場合には原則としていずれかの法人の実績判定期間に合わせて金額等を調整することになりますが、実績判定期間の不一致期間が短い場合（例えば、3月程度の場合）には、あえて決算を組み直して調整を行わずに、それぞれの被合併法人の実績判定期間に係る金額等を合算する方法で行っても構いません（いずれかの法人の実績判定期間に合わせて調整した場合には調整に係る資料も添付してください）。